

地域交通戦略を踏まえた取組状況と 令和8年度の県の施策について

令和8年4月20日

富山県交通戦略企画課

◎ 基本的な方針・考え方

- ・カーボンニュートラル等の社会からの要請に応え、**ウェルビーイングの向上をもたらす最適な地域交通サービス**の実現を目指す。

<ウェルビーイングの向上をもたらす最適な地域交通サービス>

- ①誰もが利用でき、使いやすく便利で快適に移動できる。
- ②これまで以上に社会と関わりをもち、生き生きと暮らせるようになる。
- ③日々の生活の中でお得感、満足感、新しい発見を得られる。

- ・自治体や地域住民の積極的関与・参画、事業者間の協調など、**関係者間の役割分担・責任分担**について考え、地域全体で実現を目指す。

◎ 関係者の役割分担

- ・地域交通サービスはその地域の活力・魅力に直結する**「公共サービス」**
- ・自らの地域をより良くするため必要なサービスの確保・向上についての自治体・県民の役割を、事業者への側面支援から、自らの地域に対する**「投資」「参画」**へと転換

富山県地域交通戦略について（関係者の役割分担）

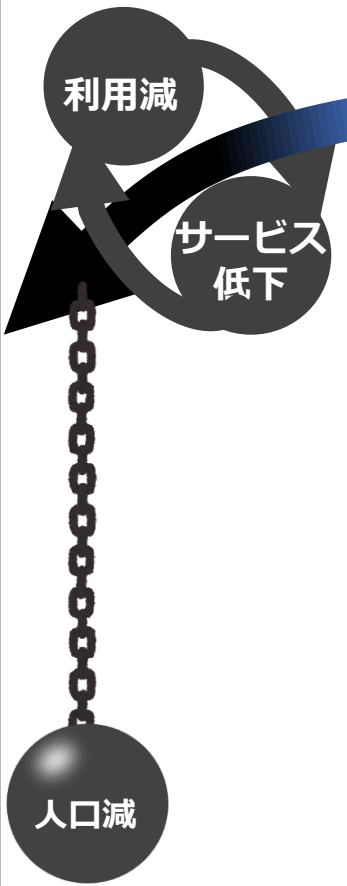
地域の活力・魅力

現在

- 交通事業者の経営・運行維持を自治体等が側面支援
- 人口減等に伴い利用減とサービス低下との悪循環に陥るおそれ

○ウェルビーイングの向上
○カーボンニュートラルへの貢献

目標達成



自治体（県・市町村）等



自治体（県・市町村）



沿線住民・企業・店舗等

利用増

サービス向上

好循環への転換

- 交通事業者の経営の範囲を超えるサービスの向上を、地域の当事者が「投資」・「参画」し実現
- サービスの向上と利用増の好循環を生み、地域の活力・魅力を向上



交通事業者

地域交通戦略の目標の進捗状況について

- 富山県地域交通戦略では、計画期間（R6年度～R10年度）で達成を目指す3つの目標を設定
- 戦略の目標の進捗状況は次のとおり

目標 1

県民一人当たりの地域交通利用回数 50回/年

39.8回/年 (R4年度) ⇒ 42.0回/年 (R5年度) ⇒ **43.7回/年 (R6年度)**

目標 2

ガソリン車の台数 ▲20万台 (H25年比)

▲74,981台 (R4年度) ⇒ ▲86,929台 (R5年度) ⇒ **▲99,321台 (R6年度)**

目標 3

地域交通への満足度 1.25倍 (R5年度比)

① 鉄道、路面電車、バス、タクシーなどを利用して、便利で使いやすい、安全快適に移動できると感じたことはありますか。

1.00倍 (R5年度) ⇒ 1.07倍 (R6年度) ⇒ **1.15倍 (R7年度)**

② 鉄道、路面電車、バス、タクシーなどを利用して、自分の住む地域や人との関わりあいがあった、暮らしの中で生きがいをもてたと感じたことはありますか。

1.00倍 (R5年度) ⇒ 0.97倍 (R6年度) ⇒ **1.10倍 (R7年度)**

③ 鉄道、路面電車、バス、タクシーなどを利用して、お得に出かけることができた、健康や環境などにいいことができたと感じたことはありますか。

1.00倍 (R5年度) ⇒ 1.10倍 (R6年度) ⇒ **1.22倍 (R7年度)**

【取組①】 駅を中心としたまちづくりや交通結節機能の強化 (交通まちづくり投資促進事業)

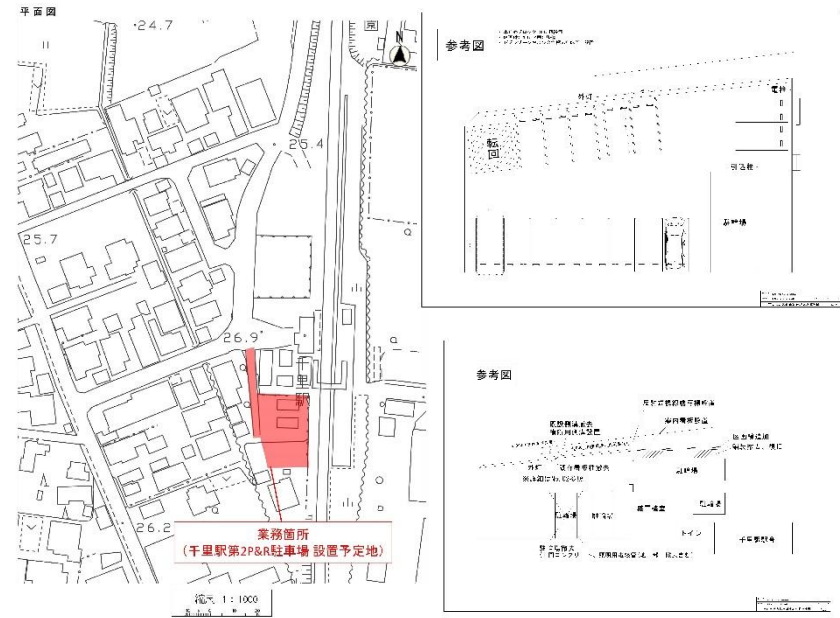
- R6年度は、富山市がJR高山本線西富山駅の西側からのアクセス通路を、入善町が西入善駅前駐輪場を新設
 - R7年度は、富山市がJR高山本線千里駅のパ&R駐車場の拡張など、市町村による駅を中心としたまちづくりに向けた取組みを実施
- ※駅関連施設の整備・駅空間を有効活用する取組み等の「投資」を支援するため、「交通まちづくり投資促進事業補助金」を活用



西富山駅西側アクセス通路
(R7.3.27供用開始)



西入善駅前駐輪場の新設
(R6.12供用開始)



JR高山本線千里駅P&R駐車場の拡張

【取組②】沿線まちづくりとしての参画 (市町村等による参画を促す様々な取組み)

○「参画」を促す取組みを支援

※地域の関係者が連携・協働して行う、駅空間・駅前空間におけるイベント開催、駅施設・車両等のイメージアップ・デザイン性向上に係る取組み等を支援するため、「交通まちづくり参画促進事業費補助金」を活用

高岡市バス運転体験会

参加者募集

- バス運転手の仕事に興味のある方
- 普通自動車MT免許以上をお持ちの方
- 定員 15名
- ※応募多数の場合は抽選となります。

応募〆切
令和7年10月10日(金)まで

＜特別ゲスト＞
元乃木坂46・声優
佐々木 琴子さん

開催日 令和7年11月9日(日) 13:00~16:30 (受付12:30~)

会場 高岡自動車学校



高岡市バス運転手体験会
(R7.11.9開催)



ラッピングバス (高岡市)

電車やバスで出かけよう! おでかけきっぷ 2025 Summer

小学生専用 期間限定 7月19日(出)~8月31日(日)

乗り物に乗って 景内のいろいろな場所に行こう!

夏休みの宿題に役立てよう!
電車やバスの乗り方を知ろう!

おでかけきっぷを使ったときの思い出の写真を送ってプレゼントを当てよう!

- 1名様: 富山地方鉄道 鉄道線と市内電車 1日フリーきっぷ
- 2名様: あいの風とやま鉄道 1日フリーきっぷ2枚
- 3名様: 万葉線1日フリーきっぷ
- 4名様: あいの風とやま鉄道 1日フリーきっぷ

「おでかけきっぷ」についてはこちら

写真の応募方法は こちら

孫とおでかけ 支援事業

おやこでおでかけきっぷ
(小学生とその保護者が参加)

上市えきなか古本市

11月1日(土)・2日(日) 10時~17時

吉本 千原トシユキ、ALFA、海保、建保、吉本、吉本、吉本、吉本、吉本

レコード DJ ディスク、レコード、TOKEI RECORDS、LOVEBUZZ

余白のあそび場

上市えきなか古本市 (R7.11.1~2開催)



千寿ヶ原フェスの様子
(R7.8.11 立山駅 千寿ヶ原自治会)

【取組③】 駅や公共施設等における地域交通の運行情報等の案内 (交通デジタル投資促進事業)

- 駅や公共施設等の施設内に、最寄りの鉄道やバス等の運行情報を案内するデジタルサイネージを設置する市町村の取組みを支援
 - R7年度は、富山市立図書館（TOYAMAキラリ）、富山大学附属病院、くろべ市民交流センター「あおーよ」へのサイネージの設置を新たに支援
- ※ 県有施設でも、中央病院、富山県立美術館、高志の国文学館、富山県立図書館等へ設置



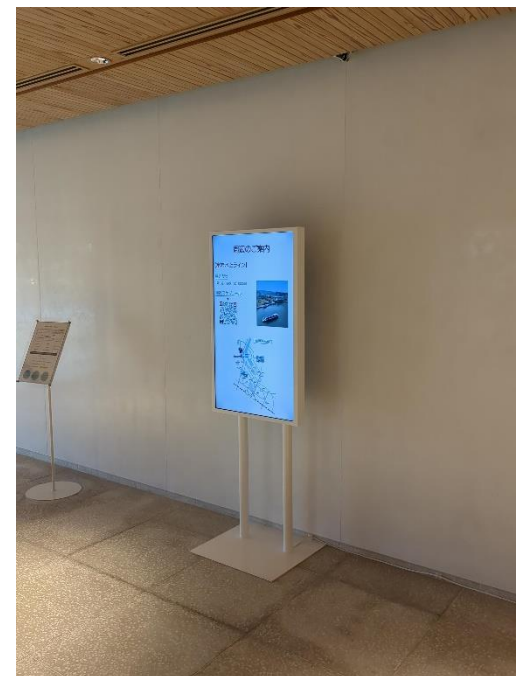
館外



館内



富山市立図書館(TOYAMAキラリ)
(R7.9月設置)



富山県立美術館
(R7.3月設置)

【取組④】新たなモビリティサービスの導入等に向けた動き (地域共創型移動サービス推進事業)

- 生活圏内の身近な移動手段の確保に向け、地域の関係者の共創による持続可能な移動サービスの立上げに向けた取組みを支援

【令和7年度実施事業】

事業地域	事業名	事業概要
立山町	芦峯寺線運行管理事業	町営ワゴン路線の芦峯寺線について、地元団体へ運行を委託 (R7.4.1～)
南砺市	城端地区デマンドタクシー事業	城端地区の2路線について、日中の時間帯の運行を路線バスからデマンド型の乗合タクシーに切り替える実証運行を実施 (R7.10.1～)
富山市	市営コミュニティバス等運行事業	富山地方鉄道路線バスのダイヤ変更に伴い、廃止区間(山田中核地区センター前～長沢)の住民の移動の足を確保するため新たに市営コミュニティバスの実証運行を実施(R7.10.1～)
朝日町	朝日町地域共創型移動サービス実証運行事業	夜間の移動の足を確保するため、飲食店等の商業者や町民運転者が参画する住民参加の仕組みを構築し、移動需要、サービス利便性、料金等に関する検証を実施(R7.12.12～)

その他の令和8年度交通政策局の主要事業

「人材確保・活躍の富山モデル」の構築に向けた取組の推進

県民生活の維持に不可欠なエッセンシャルワーク分野をはじめとする人材不足の深刻化を踏まえて、昨年度「人材確保」「働き方改革」「人材育成」「省力化・省人化」の4つの柱からなる「人材確保・活躍対策パッケージ」を策定

公共交通人材確保・活躍推進事業 1,900万円【新規】

- ①民間企業と連携した兼業・副業等多様な働き方による人材確保
短時間の勤務を希望するが免許取得費が負担となっている個人に対し取得費用を全額支援
- ②第二種運転免許取得や、トイレやシャワールーム等の施設整備を支援
- ③バス運転手専門の就職イベントへの参加や営業所見学会の実施

新しい社会経済システムの構築「まちづくり・交通」（地域交通戦略、MaaSの普及）

戦略の考えや目標等を広く県民に周知するとともに、県民へ公共交通を中心としたライフスタイルへの転換、公共交通機関の利用・交流を促すためのMaaSの充実を図る

地域交通戦略・マイルート普及推進事業 1,500万円【新規】

全市町村を巡回し、戦略の周知・徹底を図るとともに、MaaSアプリ「my route」やとやま口ケーションシステムの活用方法をPR

富山県MaaS利用拡大事業 1,000万円【継続】

公共交通の検索やチケット購入が可能なMaaSアプリの利用拡大を図るため、デジタルチケット等の開発、普及を支援



県西部の温浴施設と連携したデジタルチケット



映画×公共交通のデジタルチケット

富山県の施策について（令和8年度富山県予算）

- 富山県地域交通戦略において、目標実現に向けて関係者でともに取り組む施策を策定。
- 県では、今年度も自治体・県民の「投資」・「参画」の促進など、市町村や交通事業者等と連携して持続可能な地域交通サービスを確保する取組みを進めることとしている。

○支援メニュー概要

	投／参	申請主体		資料頁
		市町村	事業者	
1. 交通まちづくり投資促進事業	(投)	○		11
2. 交通まちづくり参画促進事業	(参)	○	○	12
3. 交通デジタル投資促進事業	(投)	○		16
4. 公共交通カーボンニュートラル推進支援事業	(投)		○	17
5. 地域共創型移動サービス推進事業	(投)	○		18
6. 公共交通人材確保・定着事業	(投)		○	19

※投／参：（投）は「投資」関連事業、（参）は「参画」関連事業

※バス路線等の運行維持支援等に関しては継続して予算措置

1 交通まちづくり投資促進事業（600万円）

公共交通の利用を促すまちづくりに対し、市町村の投資を支援することで公共交通サービスの確保を図るもの

（1）補助対象者

市町村

（2）補助対象経費及び補助率・補助限度額

① 駅関連施設整備・駅空間活用事業

- ・ 駅の関連施設整備に要する経費
（例：パークアンドライド駐車場・駐輪場の整備、待合環境の空調整備 等）
- ・ 駅空間活用に要する経費
（例：宅配ボックスの設置、図書館の返却ポストの設置、自習スペースの整備 等）

② バス・タクシー等利用向上事業

- ・ バス、タクシー等の利用向上の取組みに要する経費
（例：バス停上屋等の整備、鉄道との接続性改善に資するバスのサービス向上に向けた実証実験 等）

【補助率・補助限度額】

- ・ 交通事業者の要望等を踏まえ市町村が実施する事業：補助率1/2以内
拠点駅に関連するもの：上限5,000千円 それ以外のもの：上限2,500千円
 - ・ 上記以外の事業：補助率1/3 以内
拠点駅に関連するもの：上限3,333千円 それ以外のもの：上限1,666千円
- ※但し、いずれも市町村の負担額を上回らない

2 交通まちづくり参画促進事業（1,000万円）

市町村、交通事業者、NPO法人等が行う、公共交通の利用を促すまちづくりに対する県民等の参画を促進する取組みを支援することで公共交通サービスの確保を図るもの

（1）補助対象者

市町村、交通事業者、NPO法人等

（2）補助対象経費及び補助率・補助限度額

① 地域の関係者が参画する法定協議会における、地域公共交通計画の策定に要する経費（市町村のみ）

例：協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用 等

② 地域の関係者と連携・協働して行う、地域交通サービスの利用促進に係る取組みに要する経費

例：市町村の交通まちづくり計画に地域の拠点として位置付けられた駅空間・駅前空間におけるイベントの開催、利用促進キャンペーン等の実施に要する経費 等

③ 地域の魅力向上や公共交通への愛着醸成のため、駅施設及び車両等のイメージアップ・デザイン向上に係る取組みに要する経費

例：地域の魅力等を伝えるための駅施設に対する装飾、美化活動、車両等に対するラッピング、案内標識・案内表示のデザイン向上、車内放送の導入 等

【補助率】 1/3以内

【補助限度額】 ①300万円、②100万円、③500万円

○国の地域未来交付金（地域未来推進型）を充当予定

【参考】交通まちづくり投資・参画促進事業 まとめ

●交通まちづくり投資促進事業

補助対象事業区分	補助対象経費	補助率		補助限度額	
駅関連施設整備・ 駅空間活用事業	<ul style="list-style-type: none"> 拠点駅の関連施設整備に要する経費 (例：パークアンドライド駐車場・駐輪場の整備、待合環境の空調整備 等) 拠点駅の駅空間活用に要する経費 (例：宅配ボックスの設置、図書館の返却ポストの設置、自習スペースの整備 等) 	交通事業者の要望等を踏まえ市町村等が実施する事業	1 / 2 以内	5,000千円または市町村等が負担する額のいずれか低い額	
		上記以外の事業	1 / 3 以内	3,333千円または市町村等が負担する額のいずれか低い額	
	<ul style="list-style-type: none"> 拠点駅以外の駅の関連施設整備に要する経費 拠点駅以外の駅の駅空間活用に要する経費 	交通事業者の要望等を踏まえ市町村等が実施する事業	1 / 2 以内	2,500千円または市町村等が負担する額のいずれか低い額	
		上記以外の事業	1 / 3 以内	1,666千円または市町村等が負担する額のいずれか低い額	
	バス・タクシー等 利用向上事業	<ul style="list-style-type: none"> 拠点駅の交通結節点機能をもつバス、タクシー等の利用向上の取組みに要する経費 (例：バス停上屋等の整備、鉄道との接続性改善に資するバスのサービス向上に向けた実証実験 等) 	交通事業者の要望等を踏まえ市町村等が実施する事業	1 / 2 以内	5,000千円または市町村等が負担する額のいずれか低い額
			上記以外の事業	1 / 3 以内	3,333千円または市町村等が負担する額のいずれか低い額
<ul style="list-style-type: none"> その他バス、タクシー等の利用向上の取組みに要する経費 		交通事業者の要望等を踏まえ市町村等が実施する事業	1 / 2 以内	2,500千円または市町村等が負担する額のいずれか低い額	
		上記以外の事業	1 / 3 以内	1,666千円または市町村等が負担する額のいずれか低い額	

- (注) 1. 国庫補助事業の対象となる経費については、補助対象経費から除外するものとする。
2. 他の県単独補助金の対象となる事業については、補助対象外とする。
3. バス・タクシー等利用向上事業において、運賃収入等の事業収入がある場合は、経費から事業収入相当額を控除した額を補助対象経費とする。
4. 施設・設備の老朽化や故障等に対応するための、単なる代替更新、修理・修繕に要する経費は、補助対象外とする。

●交通まちづくり参画促進事業

1 地域公共交通計画策定事業

補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
市町村等	<p>地域の関係者が参画する法定協議会における、地域公共交通計画の策定に要する経費（例：協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用 等）</p> <p>(注)</p> <p>(1) 国庫補助事業の対象となる経費については、補助対象経費から除外するものとする。</p>	1 / 3 以内	3,000 千円

2 地域交通サービス利用促進事業

補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
市町村等 交通事業者 NPO法人等	<p>地域の関係者と連携・協働して行う、地域交通サービスの利用促進に係る取組みに要する経費（例：市町村の交通まちづくり計画に地域の拠点として位置付けられた駅空間・駅前空間におけるイベントの開催、利用促進キャンペーン等の実施に要する経費 等）</p> <p>(注)</p> <p>(1) 新規性を有する事業に限る。</p> <p>(2) 駅空間・駅前空間におけるイベントの開催は、地域交通サービスの利用促進を目的とするものに限る。（単なる駅空間・駅前空間の賑わい創出を目的とするイベントの開催に要する経費は、補助対象としない。）</p>	1 / 3 以内	1,000 千円

3 イメージアップ・デザイン向上事業

補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
市町村等 交通事業者 NPO法人等	<p>地域の魅力向上や公共交通への愛着醸成のため、駅施設及び車両等のイメージアップ・デザイン向上に係る取組みに要する経費（例：地域の魅力等を伝えるための駅施設に対する装飾、美化活動、車両等に対するラッピング、案内標識・案内表示のデザイン向上、車内放送の導入 等）</p> <p>（注）</p> <p>（1）公共交通を中心としたまちづくりに対する県民等の参画を促進することを目的とすること。</p> <p>（2）施設・設備の老朽化や故障等に対応するための、単なる代替更新、修理・修繕に要する経費は、補助対象としない。</p> <p>（3）交通まちづくり投資促進事業費補助金交付要綱の対象となる事業を除く。</p>	1 / 3 以内	5,000 千円

3 交通デジタル投資促進事業（300万円）

GTFSを活用した公共交通機関の運行情報等を提供するため、鉄軌道駅、バス停、地域の拠点施設にデジタルサイネージ等を設置する取組みを支援するもの

事業内容

補助事業者	補助対象経費	市町村が行う場合		事業実施主体に対し市町村が補助を行う場合	
		補助率	補助限度額	補助率	補助限度額
市町村	<ul style="list-style-type: none"> デジタルサイネージ等の購入に要する経費（デジタルサイネージ本体、通信機器、その他周辺機器等） 配信コンテンツの作成に要する経費 附帯する工事に要する経費（機械器具設置工事、電気設備工事等） その他GTFSデータを活用した公共交通機関の運行情報等を提供するため必要と県が認める経費 <p>※補助対象経費には、電気代・通信費等の維持管理費を含まない。</p>	1 / 3 以内	1,000千円	1 / 2 以内	1,500千円 又は 市町村が補助する額のいずれか低い額

4 公共交通カーボンニュートラル推進支援事業（600万円）

カーボンニュートラル推進のため、公共交通車両における電動車等の導入を支援するもの

（1）補助対象者

一般乗合バス事業者

（2）補助対象経費及び補助率・補助限度額

- ・非電動車から電動車等への更新であること
- ・車両本体の購入及び改造に必要な経費（旧車両の下取り料金が発生する場合はその金額を控除）

※電動車等：EV（電気自動車）、FCV（燃料電池自動車）、PHEV（プラグインハイブリッド車）、HV（ハイブリッド車）及びクリーンディーゼル車

	EV、FCV、PHEV、HV への更新の場合	クリーンディーゼル車への 更新の場合
補助率	1 / 3 以内	1 / 5 以内
補助限度額 (1台あたり)	200万円	100万円

5 地域共創型移動サービス推進事業（2,300万円）

生活圏内の身近な移動の足の確保を図るため、地域内の関係者の共創による持続可能な移動サービスの導入に向けた取組みを支援するもの

（1）補助対象者

市町村（関係団体等が運行主体の場合、市町村を經由しての補助）

（2）補助対象経費及び補助率・補助限度額

- ・市町村において設置される法定協議会で協議を調えた、新たな移動サービスの導入事業に要する経費（実証運行に係る経費、調査費、車両修繕費、保険料、燃料費、広報費等）

【補助率】 1 / 2以内

【補助限度額】 500万円（但し、市町村の負担額を上回らない）

【補助年数】 最長 3 年間

（補助条件）

○原則として、最大3年を目途に本格実装される事業に限るものとし、実績報告までに本格実装と運行継続を市町村の地域公共交通計画に位置付けること

→その他、地域の関係者の支え手としての参画、地域の交通サービスとの連携を協議（例：住民の会費拠出、店舗の協賛、駅・バス停との接続性や一体的な利用促進等）

○国の地域未来交付金（地域未来推進型）を充当予定

6 公共交通人材確保・定着事業（1,900万円）

公共交通のサービス維持のため、運転手確保・定着のため様々な取り組みを行うもの。

（1）補助対象者

交通事業者

（2）補助対象経費及び補助率・補助限度額

①第二種免許の取得に要する経費

- ・国の補助金「交通DX・GXによる経営改善支援事業」の対象となる事業に対し、
上乗せ支援するもの

→ 二種免許取得のための教習、二種免許取得のための受験資格特例教習

※補助対象者は一般乗合バス・タクシー事業者

【補助率】

- ・1/4以内

【補助限度額】

- ・「補助対象経費から国庫補助金要綱附則第6条に定める補助金等の額を差し引いた額の2分の1以内の金額」又は「国庫補助金額の額の2分の1以内の金額」のいずれか小さい額（上限一人当たりバス100千円、タクシー50千円）

②運転手等の負担軽減機器等の整備に要する経費

- ・国の補助金「交通DX・GXによる経営改善支援事業」等の対象となる事業に対し、
上乗せ支援するもの

(例：運行管理計画及び運行管理業務に関わるデジタル機器等、安全管理業務へのデジタル機器等の活用、先進安全自動車（ASV）の導入 等)

【補助率】 1／4以内、

【補助限度額】 50万円

③トイレや仮眠室・休憩室等の施設整備に要する経費

- ・男女別のトイレ、休憩室、仮眠室、シャワールーム又は更衣室等の設置・改修など、
労務環境改善のための施設整備費用

【補助率】 1／2以内

【補助限度額】 50万円

○国の重点支援地方創生臨時交付金を充当予定

【注意】 補助対象外経費について

国の「地域未来交付金（地域未来推進型）」を財源とする県補助事業では、国交付金で対象外とする経費（次ページ参照）について、同様に補助対象外としております。

交付申請や実績報告の際は、対象外経費にご注意ください。

地域未来推進型の対象とならない経費 <ソフト事業>

- **人件費**（地方公共団体の職員の人件費）
※地方公共団体職員の人件費を対象外とするものであり、事業に伴う臨時・非常勤職員（会計年度任用職員など）の人件費や、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれているものは、人件費であることをもって対象外とはしない。
 - **職員旅費**（地方公共団体における通常業務の範囲内における出張、事業者や国・都道府県等との事前打合せ、先進地への視察、イベント等への職員の同行に係る旅費など）
※例外として、販路開拓等のためのトップセールスにおける知事及び市区町村長の旅費、これに随行する職員の旅費については対象になり得る。
 - **従前から一般財源により実施されている事業経費や経常的な経費等の財源振替、地方公共団体が実施する福祉事業等、本来一般財源で措置すべき経費**
(例) 行政事務を効率化するためのシステム構築等に係る経費
個人版ふるさと納税のプロモーション経費
 - 地域おこし協力隊員の人件費などに対する特別交付税措置等、他の財政上の支援を受けている又は受けることができる経費
 - **従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等**
 - ※ただし、それらと関連して行う、新たなサイドイベント等に係る費用については交付対象となり得る。
 - 事業計画期間のみに効果が留まるもの
 - **特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの**
(例) ・お試し移住やモニターツアーなどに係る個人への旅行代金の支給（交通費、宿泊費など）
・各種事業の参加者（個別企業が参加者である場合を含む。）に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費
・健康診断等の医療費等の補助、医療費無料化の対象拡大
・研修中の介護士の給与補填
・住宅・土地等の取得費補助
・インターンシップや研修などの受け入れ企業への個人向け給付に関する補助金
(事業としての自立性や公益性、政策効果を確保しているものとして一定の要件を満たしているものを除く。)
・赤字企業への事業費助成、赤字施設への運営費の補てん
・企業立地（誘致）補助金
・金券・クーポン券等発行費
・販促物（ノベルティ）の製作に係る経費（事業の企画に係る経費又は販促物試作にかかる経費を除く。）
・資格取得に要する経費 など
 - ※個別企業への助成について、強みのある分野に特化した助成、地域資源を活用して新分野開拓を支援するための助成などは、個別企業が対象であっても、本交付金の対象となり得る。
 - **備品購入自体を主たる目的とするものであり、ソフト事業との関連がない経費**
 - **貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金**
 - **用地取得（区分所有権の取得を含む。）に要する経費**
 - 拠点整備における基本計画の策定経費や建設の前提となる事項の事前調査費（例：地質調査費、埋蔵文化財調査費等）
 - 提案、企画・立案に関するコンサルティング経費
- ※他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費は、原則として支援の対象外であり、他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、補助率等にかかわらず他の国庫補助金等を優先して活用することを原則とする。